

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第8号

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「に規定する電子証明書」を「に規定する署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。